第五条の四第五項中「第十条の二の二第一項第二号ロに掲げる設備に係る同号」を「第十条の二の二第一項第二号」に、「同号ロ」を「同号」に、「次項第二号イ」を「次項第一号」に改め、同条第六項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該建築物に設置されるエネルギー使用制御設備の全てが前項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

二　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量の当該設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

第五条の四第九項中「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第十一項中「第十条の二の二第六項」を「第十条の二の二第八項」に改め、同条第十二項中「第十条の二の二第一項」の下に「及び第六項」を加え、「第三項」を「同条第三項」に改める。

第五条の五第八項中「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削る。

第五条の六第五項中「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項ただし書」に改め、「第十条の三第三項及び第四項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第七項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に、「当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第二項第五号に規定する」を「同号に規定する適用年前年分における」に、「「給与等の支給額」」を「「適用年前年分における給与等の支給額」」に、「個人の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「個人の適用年前年分における」に改め、同条第八項中「生ずべき事業」の下に「（以下この項において「承継事業」という。）」を加え、「、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「、適用年前年分における」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該個人が適用年の前年において承継事業を承継した者である場合には、次に掲げる金額の合計額に十二を乗じてこれを同年において当該個人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を当該個人の適用年前年分における給与等の支給額とする。

イ　被相続人（包括遺贈者を含む。以下この項において同じ。）の法第十条の五第二項第六号に規定する給与等の支給額のうち当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において同項第二号に規定する高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。次号イにおいて「被相続人の前年分における給与等の支給額」という。）に当該適用年の前年の一月一日（当該適用年の前年において当該個人が事業を開始した場合には、その開始した日）から承継事業を承継した日までの期間の月数を乗じてこれを同年において当該被相続人が承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額

ロ　当該個人の適用年前年分における給与等の支給額

二　当該個人が適用年において承継事業を承継した者である場合には、次に掲げる金額の合計額を当該個人の適用年前年分における給与等の支給額とする。

イ　被相続人の前年分における給与等の支給額に承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年の前年において当該被相続人が承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額

ロ　当該個人の適用年前年分における給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該個人が当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額（当該適用年において承継事業を承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合には、零）

第五条の六第九項中「切り捨てる」を「一月とする」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の六の二　法第十条の五の二第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

2　法第十条の五の二第一項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第六条第一号から第七号までに掲げる資産とする。

3　法第十条の五の二第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する適用年の前年において当該個人が同項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産で当該適用年の前年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該合計額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　法第十条の五の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

6　法第十条の五の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項並びに法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の六の三　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定めるものは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関が行う経営の改善に関する指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法人として厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

3　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定める事業は、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業その他財務省令で定める事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として財務省令で定めるものを除く。）とする。

4　法第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の五の三第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第四項並びに法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額